

〈避難行動要支援者避難支援制度のご案内〉

# 地域で支え合い 助け合うために

～地域で協力する避難行動要支援者の避難支援～

## 避難行動要支援者避難支援制度（災援プラン）とは？

この制度は、災害時に自力や家族の支援で避難したり、災害情報の入手が難しい高齢者や障がい者の方など（避難行動要支援者といいます。）の個人情報自治会や民生委員・児童委員などの「地域の支援者」と共有し、災害が発生したときには、「地域の支援者」が避難行動要支援者に対し、安否確認や避難誘導等を行うという制度です。



※災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年4月1日より施行されたことにより、「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」と名称が変更になりました。



東海村

## 対象となる避難行動要支援者とは？

災害発生時において、自力または家族によって基幹避難所（コミュニティセンター等）へ安全に避難するなどの行動に支援を要する方々（自力避難困難）で、『家族以外の第三者の支援がなければ避難行動が難しいと考えられる者』としています。

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象となりません。

## 避難行動要支援者を支援する人たち～「地域の支援者」

「**災援リーダー**」…地域で避難行動要支援者の避難支援を行うリーダーとなる方で自治会長が担います。村との連絡・調整窓口でもあります。

「**安心サポーター**」…避難行動要支援者の近隣に住んでいる方で、災害時に情報の伝達や安否確認、避難の手助けをしてくれる方。避難行動要支援者1人につき1～2名の安心サポーターがつきます。

「**災援コーディネーター**」…民生委員が担い、地域の支援者に避難行動要支援者の情報を提供したり、自治会や安心サポーター、避難行動要支援者間の調整等（顔合わせなど）をしてくれる方です。



## 避難行動要支援者情報の共有（提供）について

村では、民生委員・児童委員やケアマネジャー等からの情報提供や、本人またはご家族からの申し出をもとに、随時避難行動要支援者名簿の更新をしています。避難行動要支援者に該当する方で、災害時の避難支援を希望する方には、名簿登録のための申請書を提出してもらうことになります。こうして作成された避難行動要支援者名簿は、平常時から地域の支援者（自治会や民生委員）へ提供し必要な情報を共有します。



### ●避難行動要支援者名簿に登載される内容



氏名

性別

住所

生年月日

電話番号

緊急連絡先

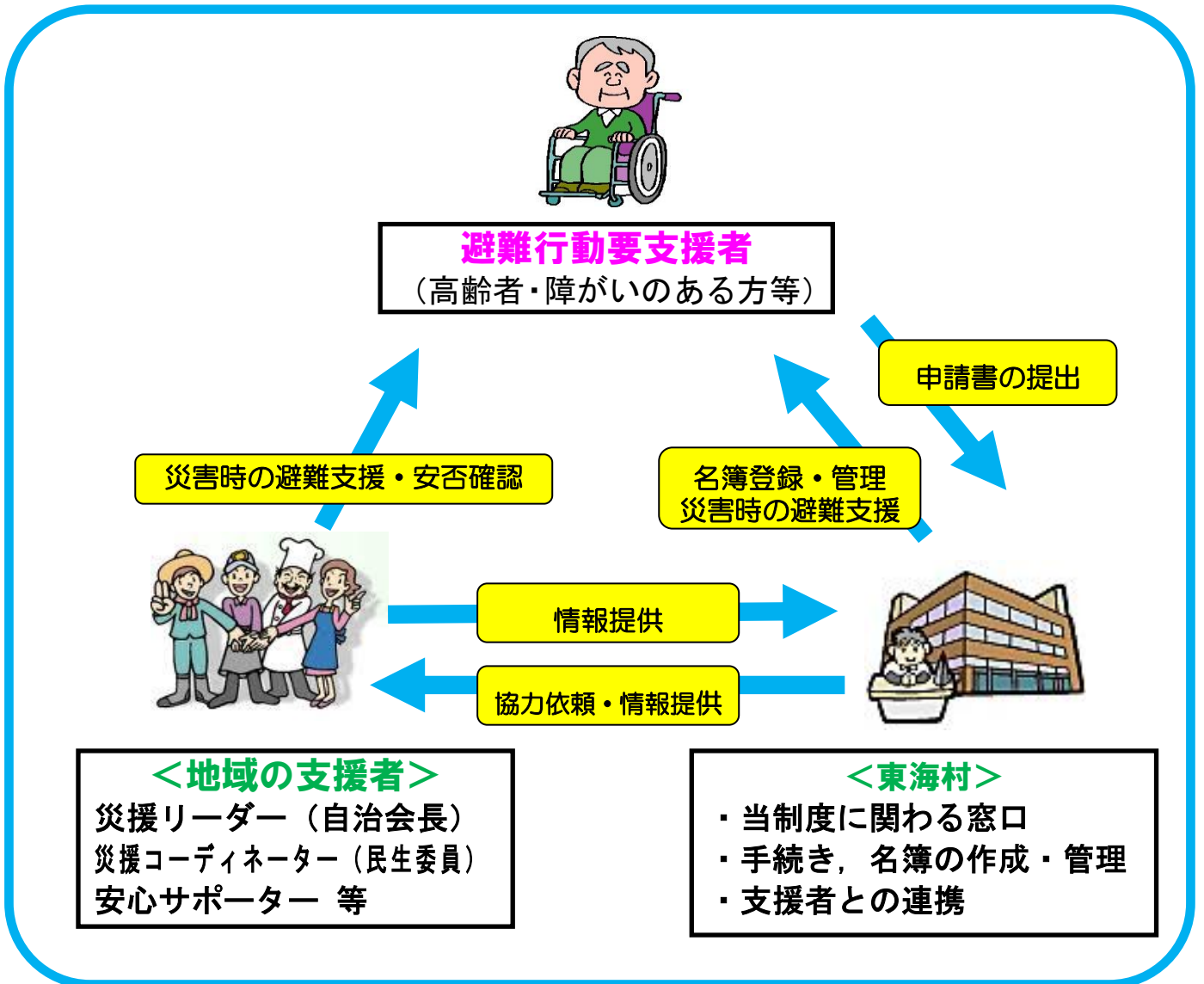
要支援者の状況（世帯の状況、障がいの種類等）

※避難行動要支援者名簿は、村と提供する地域の関係団体や関係機関等で情報共有に関する協定（取扱いに関するもの）を締結した後、提供します。

## 個人情報の取扱い

同意いただいた個人情報については、行政、関係機関及び地域の関係団体において適正に管理し、申し込まれた方の支援以外の目的には使用いたしません。

## 支援のしくみ



## ご注意

この制度は地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

災害時は誰もが被災者ですので、支援を受けられない場合もあります。支援を希望される方も、常に自分の身は自分で守るという意識をもって、避難に必要な取組みを行い、支援にあたる方と普段から地域の中で気軽に話せる関係づくりを心がけましょう。



## 安心サポーターと個別支援安心カード（※個別避難計画）について

村は、情報共有に関する同意をされた避難行動要支援者一人ひとりにつき、その身体や家族の状況、安心サポーター等を記載した「**個別支援安心カード（個別避難計画）**」を作成し、避難行動要支援者本人と地域の支援者に交付します。

その後、地域の支援者である災援リーダーや災援コーディネーター、安心サポーターによる支援がはじまります。安心サポーターは、災援リーダー・コーディネーターと協力・連携し、下記のような支援を行います。

また、安心サポーターを決めず、班等で避難行動要支援者を支援する場合には、「個別支援安心カード」の安心サポーター欄には、「〇〇班」のように支援するグループや組織の名前が入ることになります。



### ■平常時には

避難行動要支援者の個人情報や地域の支援者に提供され、安心サポーターにも自分が支援する避難行動要支援者の個別支援安心カード（個別避難計画）が配布されますので、この情報をもとに、日頃からお互いにコミュニケーションをとり、災害時スムーズに避難できるよう連携をとっておきます。

例）本人（常備している薬はあるか、病気を患っていないか、日中生活している部屋はどこか等）や家族の状況（緊急連絡先 等）の把握

### ■災害時には

- ・ 避難指示など災害情報の伝達
- ・ 安否確認と避難支援（避難誘導、避難所への付添い、搬送等）
- ・ 災援リーダーへの避難状況報告 等



※「個別支援安心カード」は、令和4年度から順次「個別避難計画」へと切り替わります。



地域に住むもの同士、助け合いが大切じゃ！

### 【お問い合わせ】

- \* 避難行動要支援者避難支援制度に関すること  
地域福祉課 高齢支援担当 TEL 029-282-1711(代表)  
総合相談支援課 障がい福祉担当 TEL 029-287-2525
- \* 防災全般に関すること  
防災原子力安全課 TEL 029-282-1711(代表)